

奈良県立図書情報館規程第二号

奈良県立図書情報館経営委員会規程

(趣旨)

第一条 奈良県立図書情報館管理運営規則（奈良県規則第五十五号）第二条第二項の規定に基づき、奈良県立図書情報館経営委員会（以下「経営委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 経営委員会は、副館長の諮問に依りて、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を館長に提言する。

- 一 奈良県立図書情報館（以下「情報館」という。）の運営及び評価に関する事項
- 二 情報館のサービス品質の向上に関する事項
- 三 その他前二号に関連する事項

(組織)

第三条 経営委員会は委員長一名及び若干名をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員は、副館長が委嘱する。

(委員長の権限)

第四条 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ館長が指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第五条 経営委員会の会議は委員長が招集する。

(任期)

第六条 委員の任期は二年とし、再任は妨げない。

(会務)

第七条 経営委員会の会務は、情報館が担当する。

(その他)

第八条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。